

# がく そく 学 則

## 1. 開講の目的 :

高齢者の増大かつ多様化する福祉ニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、必要な知識、技能を有する介護員の養成を図る。

## 2. 研修事業の名称及び課程 : 北医療生協 介護職員初任者研修

(介護職員初任者研修課程)

## 3. 研修会場 : (講義及び演習)

名古屋市北区城東町5-114 生協わかばの里介護老人保健施設 内

4F わかばホール、 1F ひだまり広場

## 4. 研修期間 : 令和8年4月11日より令和8年7月28日まで

補講等を行った場合も、原則として概ね8か月以内とする。

## 5. 研修カリキュラム : 別紙1「研修日程表」のとおり (講座の一部を通信制で行う。)

教材 : 中央法規出版「介護職員初任者研修テキスト」 全2巻・WEB教材付

(第1巻 : 介護のしごとの基礎[第5版]、第2巻 : 自立に向けた介護の実際[3第版])

## 6. 本研修での到達目標 :

(1) 基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。

- (2) 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- (3) 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- (4) 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- (5) 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- (6) 自立支援に資するサービスを他職種と協働して総合的に計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。
- (7) 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。
- (8) 利用者、家族、他職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- (9) 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- (10) 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- (11) 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

7. 講師氏名及び職名：別紙2 「講師一覧」のとおり

8. 実習施設：

- (1) 生協わかばの里介護老人保健施設  
(種別：介護老人保健施設)
- 名古屋市北区城東町5-114

(2) 生協わかばの里介護老人保健施設ディケア  
(種別: 通所リハビリテーション)

住所は(1)に同じ

(3) 北医療生協ヘルパーステーション  
(種別: 訪問介護)

住所は(1)に同じ

## 9. 研修の形態「通信制」

本研修は一部通信制を導入し、概ね以下のような時間配分で行う。

(1) 通信: 添削指導による講義 31.5時間

(2) 通学: 対面による講義 (施設実習を含む) 98.5時間

(3) 修了評価: 筆記試験 1.0時間

(4) その他: 開講式・オリエンテーション、質問等、修了式 3.0時間

## 10. 研修修了の認定方法:

受講生より期日までに提出された通信課題の添削及び、対面講義（演習も含む。以下も同様）により、担当講師が受講生各人の理解・習熟度を確認する。対面講義においては、口答、記述回答、実技等のチェックを用いる。実習においても実習責任者が受講生の理解・習熟度を確認する。受講生は、通信課題、対面講義・実習のすべてにおいて一定の理解・習熟が認められた上で、修了評価（修了試験）を受けることができる。修了試験で評価を行った上、基準に達したと認められた者に対して研修修了を認定する。

(1) 修了評価は、全科目を終え且つ、それぞれの担当講師・実習責任者が理解・習熟度の基準を満たしていると判断した上で行う。

(2) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」では別紙3「修了時の評価ポイント」に沿って評価を行う。

(3) 修了評価（修了試験）は1時間程度の筆記試験にて行う。

(4) 上記(2)と(3)の評価基準は、次のとおり。理解度の高い順に A・B・C・D の4区分とし、C以上で評価基準を満たしたものと認定する。評価基準を

満たしていない場合は、必要に応じて補講等を行い再評価するなど、基準に達するよう努める。(A: 90点以上、B: 80点以上、C: 70点以上、D: 70点に満たない)

#### 11. 補講及び再試験について

- 担当講師が通信課題の添削指導を行い、受講生の理解が不十分と認めた場合、別に面接指導を行い、課題の再提出を求める。
- 対面講義の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる場合については一割までに限り、修学年限内の補講を実施し出席とみなすこととする。
- 評価基準を満たしていない場合、講義に関しては補講等を、修了試験に関しては再試験を行い、基準に達するように努める。
- 通信課題の再添削、補講及び再試験に掛る費用は、徴収しない。

#### 12. 科目免除の取り扱い：別紙4 「科目免除の取り扱いについて」のとおり

13. 募集期間：令和8年1月5日から令和8年3月27日まで

14. 受講資格：介護の仕事に興味と意欲のある介護職員初任者研修未受講者

15. 受講定員：20名

定員を超える応募があった場合は抽選によって受講者を決定する。

#### 16. 受講手続：

受講希望者は、募集要項を熟読した上で、受講申し込み書に必要事項を記入し郵送にて申し込む。

17. 受講料、実習費等受講者が負担すべき費用：

38,500円(テキスト代・実習費用等・消費税含む):

ただし、北医療生協職員と組合員に対しては受講料の減免あり。

別紙5「受講料一覧」を参照のこと。

18. 研修の延期・中止等の不測(不慮)の事態における養成研修の継続及び苦情等への対応について

- ・天災等または当組合の事情により研修の継続が困難な場合は、中止又は延期の処置をとる。
- ・中止の場合は当組合の責任において教育機関・介護員養成研修事業所を斡旋し研修の継続修了に最大限の処置をとる。また、斡旋先の介護員養成研修事業所では日程等の理由で受講不可能な場合は、受講費用全額を返金する。
- ・延期の場合は、開講時期を明確にし、早期に開講する。
- ・苦情処理のため、以下記載の事務局に窓口を設け対応にあたるものとする。

初任者研修事務局

苦情窓口責任者

電話番号

住所

生協わかばの里介護老人保健施設 内

甲斐 美矢子 (当施設事務長)

052-914-4121

名古屋市北区城東町5-114

18. 本研修で知り得た個人情報は、本研修の関連業務のみに使用する。

19. 修了証の発行と修了者名簿について

- ・北医療生活協同組合 理事長は本研修の修了者について、修了証を発行授与する。

・北医療生活協同組合 理事長は、修了証番号、修了年月日、氏名、生年  
月日等必要事項を記載した修了者名簿を永年管理するものとする。また、こ  
の名簿は事業報告書と共に、研修事業終了後1ヶ月以内に愛知県知事に  
提出し、愛知県にても管理されるものとする。

・修了者より修了証再発行の申し出があった場合、北医療生活協同組合  
理事長はその申し出に速やかに対応する。その際、事務手数料として修了者  
より金500円を收受する。

## 20.本人確認について

本人確認を受講申込受付時又は初回の講義時において、つぎの何れかの方法に  
より行うものとする。また、受講申込書には顔写真を添付することとする。

・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出

・住民基本台帳カードの提示

・在留カード等の提示

・資格確認書の提示

・運転免許証の提示

・パスポートの提示

・年金手帳の提示

・国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示

・マイナンバーカード表面の提示

## 21.その他研修受講に係わる重要事項「除籍処分について」

下記に該当する者については、除籍処分（受講取り消し）とする。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。

(3) その他、受講態度の悪い者等、当生協が不適当と判断した者。

除籍処分とした場合、受講料の返還を行わない。

以上